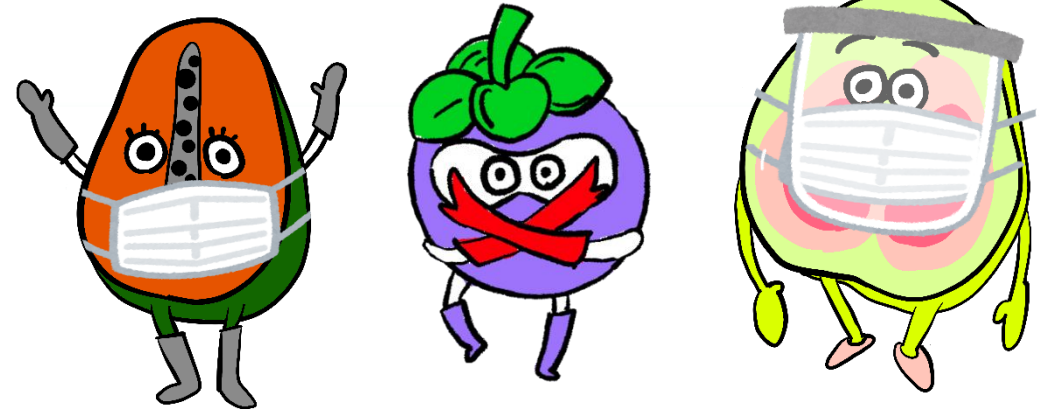
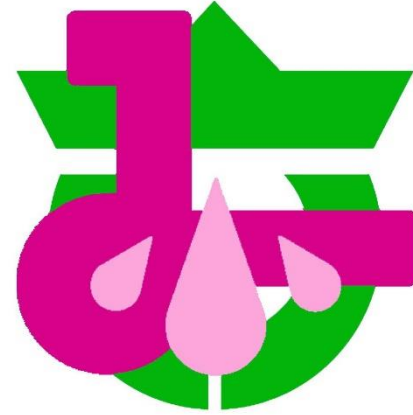


新型コロナウイルス感染症に係る 校内感染防止対策【3学期版】

- 1 登校前の確認
- 2 スクールバスでの感染防止対策
- 3 入校前の流れ
- 4 入校時の流れ
- 5 感染予防室
- 6 保健室のゾーニング
- 7 学校生活における感染防止対策の基本
- 8 学習活動における感染防止対策の基本
- 9 教室内の感染防止対策
- 10 トイレ、手洗い場の感染防止対策
- 11 階段、廊下の感染防止対策
- 12 昼食時の感染防止対策
- 13 体育及び休み時間時の感染防止対策
- 14 図書室利用時の感染防止対策
- 15 特別教室利用時の感染防止対策
- 16 その他

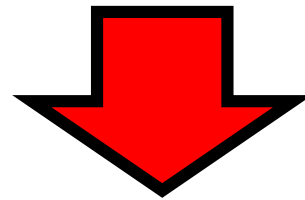


六ヶ所村立南小学校 危機管理委員会

1 登校前の確認

六ヶ所村教育委員会からの通知より

児童生徒や同居の家族に風邪症状が見られる場合は、
登校または出校しないようにしてください。



必ず休みましょう！



2 スクールバスでの 感染防止対策



スクールバス内は
十分な換気対策を
しています。



- マスクは外さない
- 友だちにはさわらない
- おしゃべりはしない

スクールバスの中でも
「感染防止」に努めよう！



3 入校前の流れ

- ①スクールバスをおりたら、1メートル離れて歩く。
- ②下足箱前ではマスクをしたまま、おしゃべりしない。



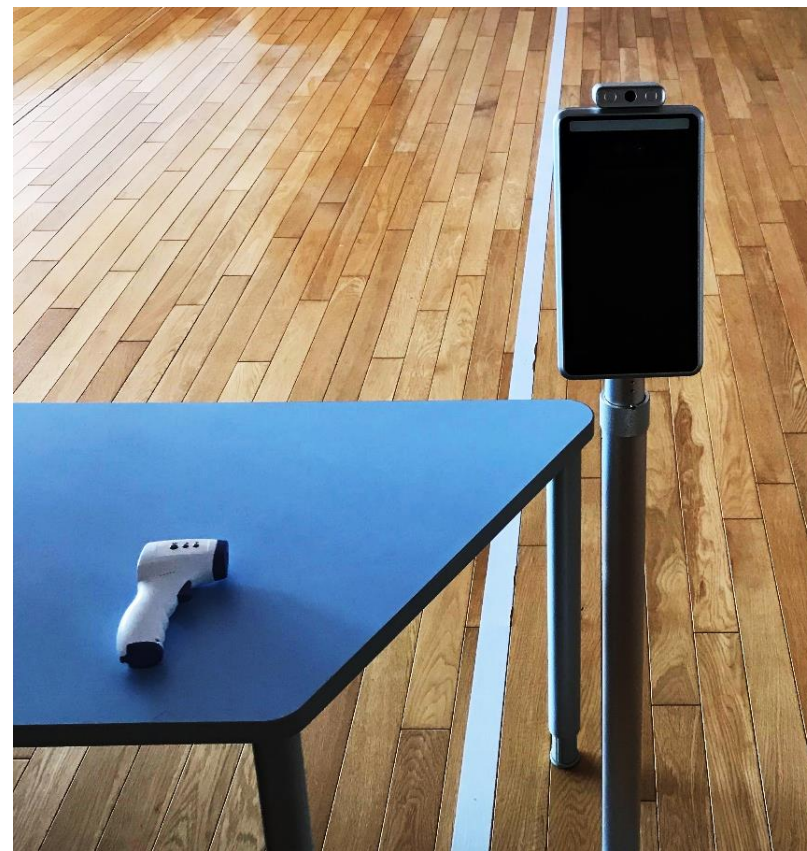
1メートルのソーシャルディスタンス



南小学校の玄関へ

4 入校時の流れ

- 1・2年生 1階 ひまわり学級前ろうか
- 3・4年生 1階 かいだん前
- 5・6年生 2階 6年教室前



3学期は自分の力で「検温」できるようにしましょう。

5 感染予防室

1階 家庭科室

「感染予防室」は、以下の症状・状態の児童のために使用する。

- ①入校時に高熱と判断された児童の再検温
- ②咳、鼻水などの症状がある児童
- ③授業中に高熱となった児童



学級担任以外が対応
ソファベッドを設置
使用后、消毒する
人権に配慮する

6 保健室の ゾーニング



- ① 養護教諭が対応する。
- ② 「感染予防室」とは分ける。
- ③ 通常の保健室対応に限定する。

7 学校生活における 感染防止対策の基本

手洗いの5つのタイミング

外から教室に
入る時



せきやくしゃみ、
鼻をかんだ時



トイレの後



みんなのものを
さわった時



給食の前後



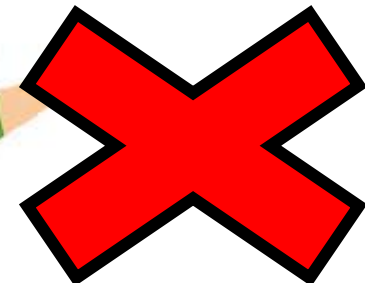
マスク



手洗い
手指の消毒



接触の禁止



8 学習活動における 感染防止対策の基本

全ての学習活動は密をさけ、「感染防止対策」を必ず行ってください。

基本1 マスクをつける

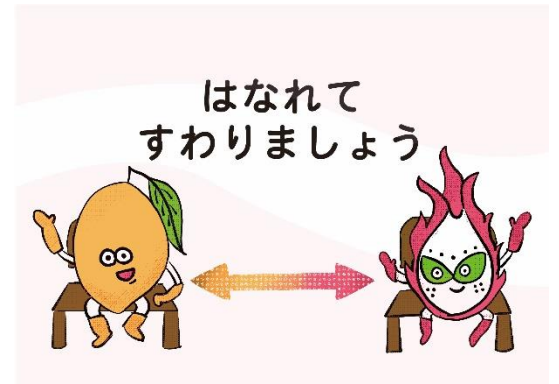
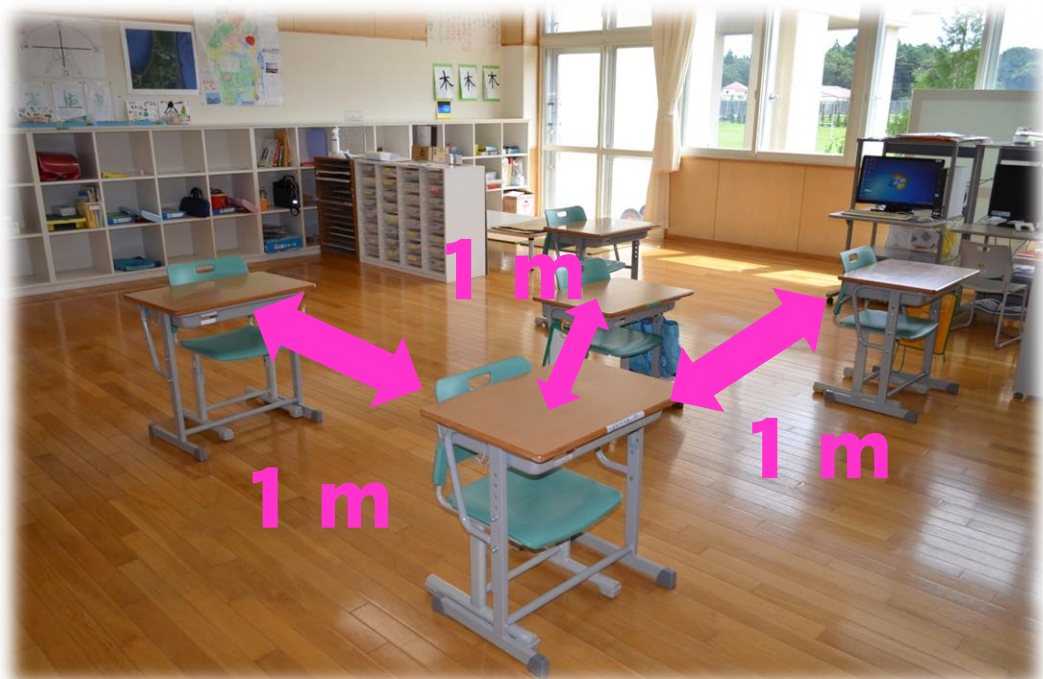
基本2 友だちとのソーシャルディスタンスをとる

基本3 学習の前後は手洗い、手指の消毒をする

基本4 換気をする



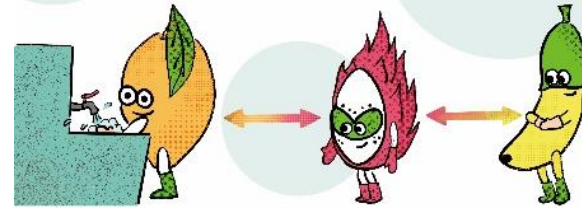
9 教室内の 感染防止対策



- 1 消毒用アルコールを配置
- 2 席は1メートル以上離す
- 3 机の脚下にマーキングする
- 4 毎授業終了後に手すり他の清掃（養教他）
- 5 教室内のスイッチ等は担任が操作
- 6 教室ドアは常に開放
- 7 話し合いは「マスク着用」「横並び・短時間」で
- 8 みんなが使うものに触れたら、手洗い・消毒
- 9 個人の物の貸し借りの禁止
- 10 友達と交流する際には、触れることなく会話と笑顔で
- 11 移動は最小限（手洗い消毒、トイレのみ）
- 12 5分休みは自分の座席で過ごす
- 13 友達とは手をつながない、さわらない
- 14 放課後の清掃・消毒（教務主任他）

10 トイレ、手洗い場の 感染防止対策

あいだをあけて
ならびましょう

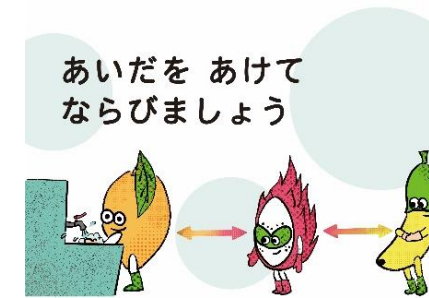
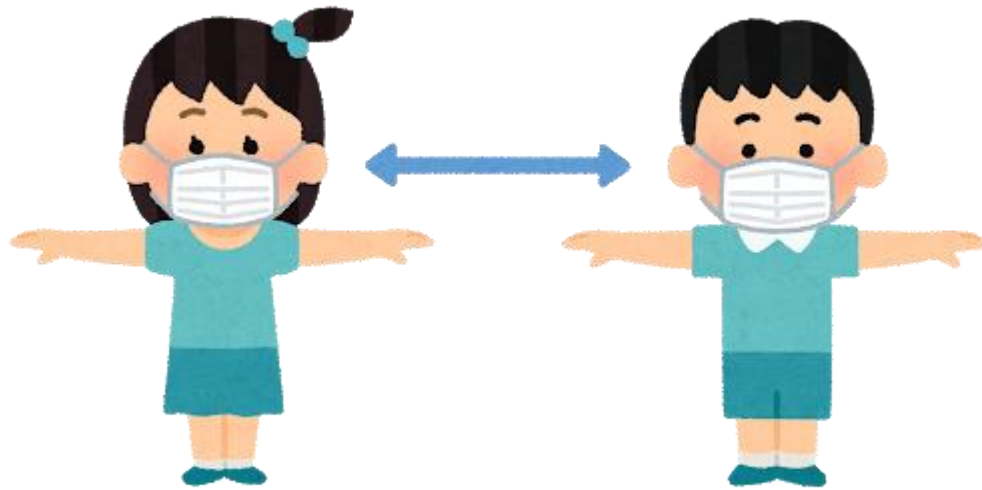


- ① 1メートルの間隔でテープを貼る。
- ② 後ろの人はテープに沿って並び距離を保って待つ。

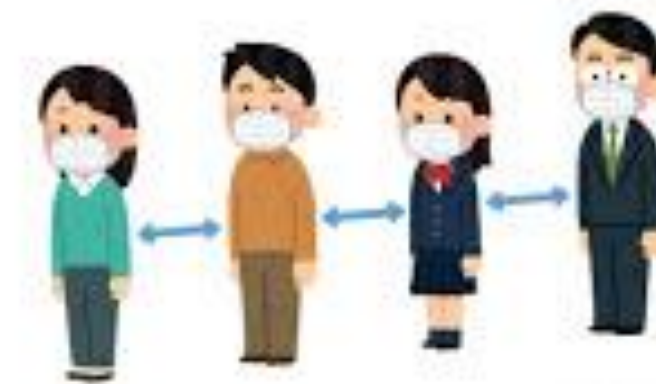


後ろの人と1メートル「離れる」

11 階段・廊下の 感染防止対策

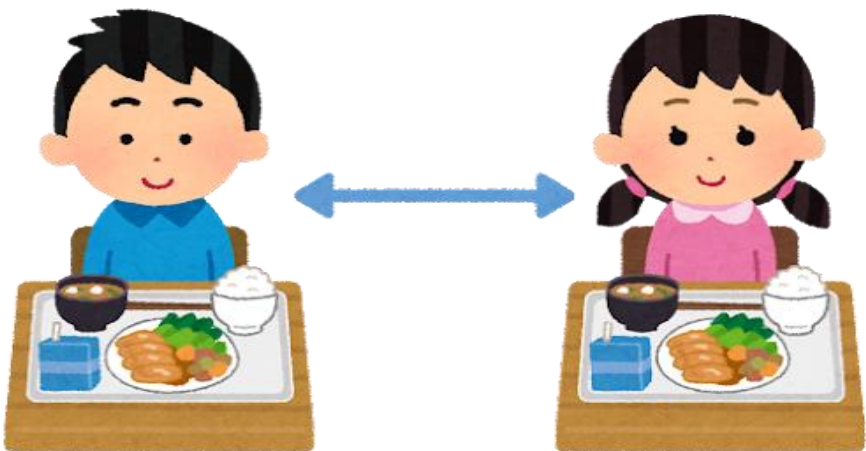
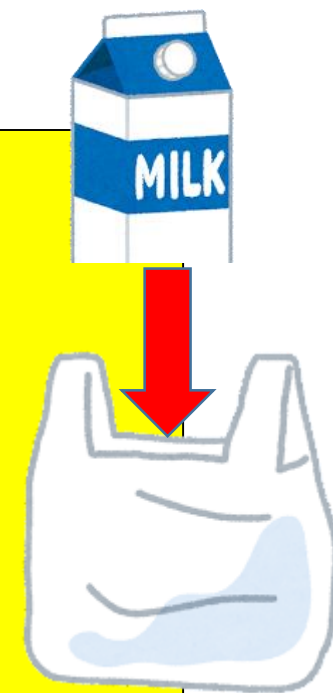


階段・廊下はソーシャル
ディスタンスをとって
右側を通行する。



12 昼食時の感染防止対策

- 1 食事前後には手洗い消毒、食事後はすぐマスク着用する。
- 2 食事中、マスクはマスク入れに保管する。
マスク入れは再利用紙を使い、使い捨てとする。
- 3 座席はグループにはせず、個別に1mの距離をとる。
- 4 昼食時間中は会話はせず、自席で過ごす。
- 5 食事後は読書・自由帳など、自席でできることをして過ごす。
- 6 牛乳パックは各学級毎に袋に入れて捨てる。



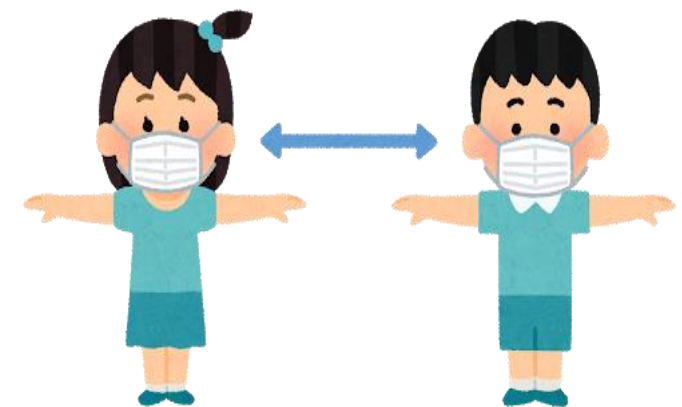
マスクケースについて

1. 再利用紙を半分に折る。
2. 食事中は半分に折ったマスクケースにマスクを入れる。
3. 食事後マスクケースは廃棄。
次の日に違うものを用意する。

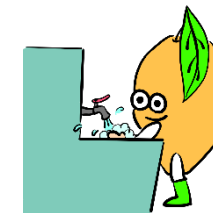
13-1 体育及び休み時間の運動



- 1 体育や休み時間の運動の際、運動しているときは、マスクをはずして行う。
それ以外は、マスクを着用する。※「おにごっこ」は控える
- 2 呼吸が落ち着く時間を活動のおわりに設定し、マスク着用後に移動する。
(屋内外によらず、運動時以外は、感染症対策としてマスクを着用)
- 3 準備運動は、ソーシャルディスタンスを保って行う。
- 4 スキー学習では、(ソーシャルディスタンスの意識をもって)距離をとって滑る。
※並走や話をしながら走らない。
- 5 活動後は、手洗い・消毒をする。
- 6 使用した道具や用具は、消毒の後、返却する。
- 7 話し合いは、ソーシャルディスタンスを保っておこなう。
- 8 友達と交流する際には、触れることなく会話をする。



13-2 昼休みの遊び



昼休みの遊び場割当(特別編)

	月	火	水	木	金
体育館 (ス)	1年	2年	4年	3年	5年
体育館 (入)	6年	4年	3年	2年	1年
つくし ホール	3年	6年	2年	1年	6年
ひまわり ホール	4年	5年	3年	5年	3年

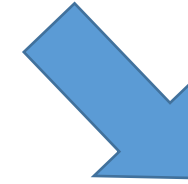
ルールやマナーを守って、楽しく安全に遊びましょう！
外はフリーに使えますが、コロナ予防は忘れずにしましょうね！！



14 図書室利用時の 感染防止対策



1メートル



座席マーク



- 1 消毒用アルコールを配置する。
- 2 出入りロドアは常に開放する。
- 3 図書室利用前後は、手洗い・消毒をする。
- 4 席は1メートル以上離して利用する。
- 5 閲覧は可能とする。昼休みの貸し出しは中止とする。
- 6 授業で利用する場合は、必ず担任が指導をおこなう。
- 7 話し合いはソーシャルディスタンスを保っておこなう。
- 8 友達と交流する際には、触れることなく会話する。

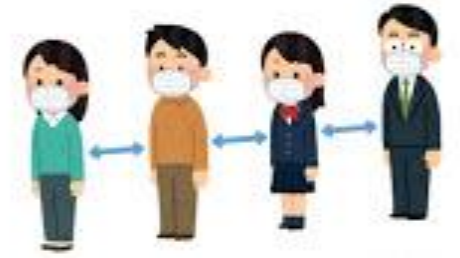
感染予防のため学年単独での利用とする。



15 特別教室利用時の 感染防止対策



特別教室の
移動前後に消毒を
しよう！



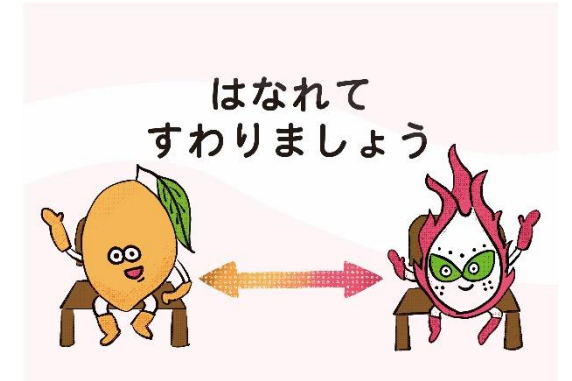
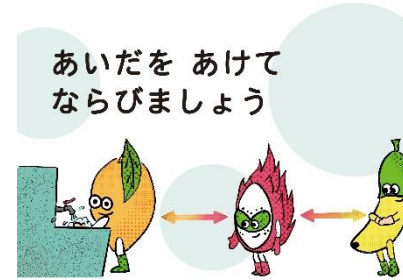
- 1 特別教室で学習する前に、**手指消毒**をしてから移動する。
- 2 特別教室から戻ってきたら、**手洗い**をし**手指消毒**をしてから次の活動の準備をする。
- 3 **出入りロドアは常に開放する。**
- 4 話し合いはソーシャルディスタンスを保っておこなう。
- 5 友達と交流する際には、**触れることなく**会話する。



16 その他

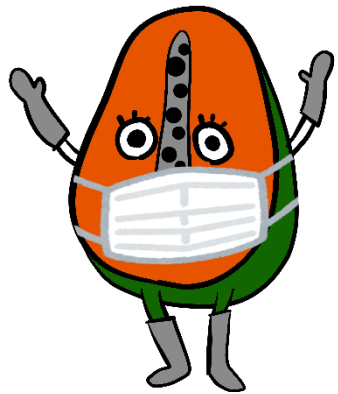
児童への指導

- 1 学校へ来る前に家で必ず「体温」を測りましょう。
かぜ症状がある時は家で休むか、病院を受診しましょう。
- 2 学校では常に「マスク」をしましょう。
友達にさわったり、唾液が飛ぶ近さで話したりしないようにしましょう。
- 3 校長室のあいさつは当分お休みにします。各教室で担任の先生としましょう。



各学級担任へのお願い

- 1 緊急事態を考慮して、「1週間分の自宅学習」計画を準備しておく。
- 2 教務主任や学びのコーディネーター、学年ブロックで協力して準備をすすめる。
- 3 タブレット貸し出しによる「配信授業」も行えるようにしておく。
- 4 健康観察をしっかりと行う。



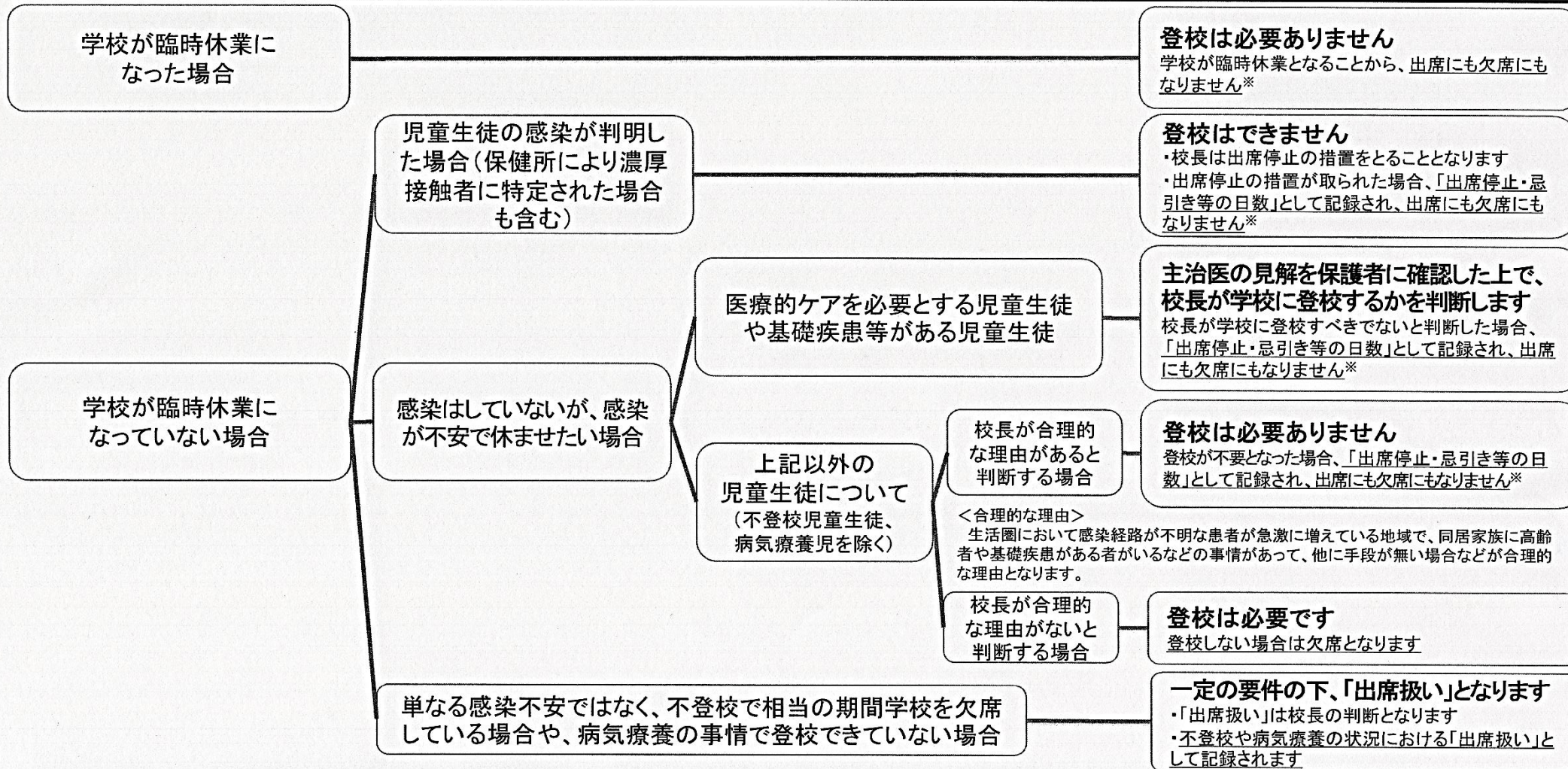
臨時休業、学級閉鎖等の場合の「学習」について

- 1 学校より、「家庭での学習及び生活」についてプリントを配布する。
- 2 上記について紙媒体と同時に「メール」にも配信する。
- 3 「オンデマンド学習」としてメールにURLを貼り付け、限定YouTubeで視聴できるようにする場合もある。
- 4 2月からの「タブレット端末持ち帰り」時を活用して、家庭におけるデジタル学習について知らせる（3～6年生）。

登校の取り扱いに関するフローチャート（文科省初等中等教育局）

別添 1

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務があります。そのため、保護者が子供を学校に登校させることが基本となります。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要であり、以下のフローチャートに基づき、それぞれの子供の状況に応じた適切な対応をお願いいたします。



※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」とされ、出席にも欠席にもなりませんが、児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

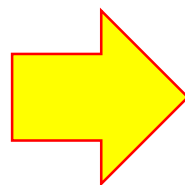
幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（幼稚部、高等部）及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席

「臨時休業の実施の考え方」

- 児童・教職員の感染が確認された際にも直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえた上で、設置者が判断
- 時差登校や分散登校、オンライン学習等を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべき

「感染者等が発生した場合」

- (1) 衛生主管部局との連携
児童及び教職員の感染が判明した場合又は児童及び教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。
- (2) 出席停止の取り扱い



学校においては、校長が感染者及び濃厚接触者を、出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。

臨時休業は設置者が判断

児童の「学びの継続」

校長が感染者及び濃厚接触者を出席停止とする